

担当局・区	建設局	審議会等の名称	みどりのまちづくり審議会
現在員		13 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		6 人 ・ 46%	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		兼務している委員は、本審議会の審議において必要不可欠な知識・経験を有しており、本審議会に必要不可欠な委員であるため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		該当する委員は、本市の緑化活動も実施している地域社会活動を行う団体に所属されており、地域社会活動や緑化活動に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、本審議会に必要不可欠な委員であるため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本審議会委員については、造園や環境、建築についての専門知識が不可欠であり、候補者が非常に限られてしまいますが、委員の任期満了に伴う改選等、新たに委員の選任が必要となった場合は、指針に沿った委員を選任するよう努めます。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	海老江下水処理場改築更新事業の環境監視に係る有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性有識者の選任に努めたが、大気環境工学や地盤環境工学、環境リスク評価の分野における女性有識者が少なく、女性委員の登用ができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、専門性を兼ね備えた有識者の動向を注視するなど、見直しに向けた検討をすすめていきます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大公園の魅力向上に向けたあり方検討懇談会
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 25%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		女性有識者の選任も試みたものの、各分野から高度な専門知識と経験を有する有識者を選任することを最も重視したため、結果として女性登用率が25%となりました。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		該当の委員は大阪市の公園・緑地や都市公園における民間活力の導入に深く精通しており、本懇談会に必要な委員であると判断したため。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		指針の基準を満たすよう、他の有識者について引き続き情報収集を行います。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市屋外広告物審議会
-------	-----	---------	-------------

現在員	13 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	法規関係の助言をいただくための行政法を専門とする委員を選定するにあたり、行政法、都市景観の双方に関する知識が豊富である委員を選定することが、円滑な審議を促すと考え、以前に都市景観委員会の経験もある、法律関係の委員を選定することとしたため。
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成31年度に審議頂いた案件について、令和2年度も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成31年度に審議頂いた案件について、令和2年度も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成31年度に審議頂いた案件について、令和2年度も引き続き検証があり、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要であったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	平成30年11月の改正時に3名の交代を行った。更に本年11月の改正時に計画的に委員の交代を行い、できる限り指針の基準を守るよう努めていきます。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	道頓堀川水辺空間活用検討会
現在員		12 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 17%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できておりません。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できておりません。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		指針の基準を満たす委員適任者がいる場合は積極的に選任するように努めます。また、沿川地域代表者の大半が男性であるとともに、70歳を超える方が多く就任しており、基準を満足することが難しい状況ではありますが引き続き、女性の参画及び世代交代に向けた働きかけを行い、基準を達成するよう努めます。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	城郭や石垣修復といった内容に関する女性の有識者は少なく、石垣修復検討に必要な各分野の有識者の選任を行いました。女性委員の比率は0%に留まりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない二名は、ともに城郭や石垣修復などに関して識見を有し、石垣の修復に非常に精通されていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の辞任等で委員選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、女性登用率の向上や若年層委員の積極的な登用など、指針に沿った委員を選定するように努めます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託」アドバイザーボード
-------	-----	---------	---------------------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会合は、野鳥（野生生物）の生態などの知識や、海浜の砂の間に棲む底生生物などの高度な知識や経験が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱の依頼を行うものであるが、これらの分野における女性有識者が少ないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会合は、野鳥（野生生物）の生態などの知識や、海浜の砂の間に棲む底生生物などの高度な知識や経験が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱の依頼を行うものであるが、高齢委員については、これら専門性の高い分野の関連知識や経験が豊富な人材を他に確保できず、当該高齢委員を選任する必要があるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	高齢委員や女性登用率において指針基準を満たすよう、引き続き、若年層有識者や女性有識者の情報収集を行います。

担当局・区	港湾局	審議会等の名称	大阪市港湾審議会
現在員	28 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・学識経験者、市議員（市民の代表として）、港湾関係者、関係行政機関から幅広く意見を聴取するためです。		
女性数・女性比率	6 人 ・ 21%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任である市議員の3名中1名が、団体関係者、行政関係者の各委員全員が男性であるためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。 ・大阪港における計画等の重要事項を調査審議するという当審議会の所期の目的を達成するため、高度かつ専門的な知識を有する学識経験者を選定する必要があるためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	充て職以外の委員（学識経験者）については、本審議会の所期の目的を達成するために相応しく、かつ指針の基準を満たす女性委員適任者がいる場合には、積極的に選任するように努めます。		

担当局・区	水道局	審議会等の名称	大阪市水道工事の道路復旧に係る課題検討有識者会議
現在員	2 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当会議の委員には、道路工学、土木材料学等に関する専門知識を有する意見と、水道局の実施している再発防止策等の対応に関して、他都市における同種の懇談会の委員を務めた経験に基づく俯瞰的な意見を必要とするが、女性委員についてはこれらの分野における有識者がいなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当会議の委員には、道路工学、土木材料学等に関する専門知識を有する意見と、水道局の実施している再発防止策等の対応に関して、他都市における同種の懇談会の委員を務めた経験に基づく俯瞰的な意見を必要とすることから本会議の構成員2名を選定したが、高齢委員については専門知識や経験が豊富な人材を他に確保できないため該当高齢委員を選任する必要があった。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	会議を開催しながら、指針の趣旨を踏まえた委員構成になるよう、適任者を求めて人選を行うことを検討していく。		

担当局・区	阿倍野区役所	審議会等の名称	阿倍野区教育会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>指針の基準を満たしていない1名については、阿倍野区教育会議開催要綱第3条第2項第2号に定める「地域住民」の代表として選定すべき委員について、長年にわたって地域の見守り活動等に従事し、晴明丘南小学校協議会委員として本区における教育の課題や地域の子どもの現状を深く理解している方であるため、地域住民の代表として「地域の青少年の健全育成」という視点から意見を聴取できると判断した。</p> <p>以上より、指針における年齢要件を満たさないものの、阿倍野区の教育施策につき意見を聴取する会議である教育会議において余人をもって代えがたいと判断したため。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	令和3年9月に委員の改選があるため、その際に本指針に則った委員の選出を行う。		

担当局・区	生野区役所	審議会等の名称	御幸森小学校・中川小学校 学校適正配置検討会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 38%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		児童の保護者及び地域の住民については、学校の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、PTA役員や地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。PTA役員や地域役員を担っている方に男性が多いことや、会議は平日夜間に開催されることから、男性の比率が多くなる結果となりました。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		地域住民や学校協議会の構成員については、学校や地域の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。地域役員を担っている方は、70歳を超える方が多いことから、選任時点で71歳以上の委員を選任することとなりました。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後、委員の変更が生じた場合には、指針の基準に沿った見直しを検討し選任を行う。	

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市社会教育委員会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の内容を説明した上で後任の選出依頼を行ったところ、年齢要件を満たしていないが団体から最も相応しいとして推薦されたため。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の内容を説明した上で後任の選出依頼を行ったところ、年齢要件を満たしていないが団体から最も相応しいとして推薦されたため。		
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳超 引き続き団体に推薦の依頼をしていく必要があるため、次期の後任委員の改選においては、団体の構成員で必要な専門知識を有し、かつ指針の要件を満たす方を選任できるよう努めます。</li> <li>・本市職員 引き続き団体に推薦の依頼をしていく必要があるため、次期の後任委員の改選においては、団体の構成員で必要な専門知識を有し、かつ指針の要件を満たす方を選任できるよう努めます。</li> </ul>		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	住吉区総合教育会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 29%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次の改選時には、女性を確保すべく、推薦依頼等を行う予定です。		

担当局・区	生野区役所	審議会等の名称	生野中学校区 学校適正配置検討会議
-------	-------	---------	-------------------

現在員	11 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 27%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	児童の保護者及び地域の住民については、学校の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、PTA役員や地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。PTA役員や地域役員を担っている方に男性が多いことや、会議は平日夜間に開催されることから、男性の比率が多くなる結果となりました。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後、委員の変更が生じた場合には、指針の基準に沿った見直しを検討し選任を行う。

担当局・区	西区役所	審議会等の名称	西区教育会議
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 27%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	令和元年9月の委員改選において、女性の委員を確保すべく各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等から意見聴取を行ったが、結果的に適任者がいなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員選定（交代・改選）にあたっては、女性委員の確保に向けて、各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等との意見交換を進めてまいります。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市学校適正配置審議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 38%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦や補職名による選出のため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体へ要件を満たす後任委員の推薦を依頼したが、要件を満たす適任者がいなかったため。また、後任委員以上の適任者がいなかったため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の委員の改選時には基準を満たすよう、引き続き各団体等と可能な限りの調整に努める。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市高等学校教育審議会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	70歳以下の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次の改選時には、女性比率及び年齢に関する指針の基準を満たす委員の確保ができるよう、引き続き推薦依頼等を行う予定です。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市文化財保護審議会
-------	----------	---------	-------------

現在員	17 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 41%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	10 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学術的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
再任2回以上	14 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学術的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学術的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	各々が専門的分野の第一人者であるが、それらの分野の専門家であって、かつ大阪の文化財には精通している研究者は限定されているため、委員の選定における選択肢はきわめて限られている。 この点、委員を選定するにあたっては、選定の対象者が当該専門分野において広い識見を有しているか否かを判断する必要があるところ、行政の担当者では当該判断をすることが難しいため、各分野の学会に適任者を推薦して委託という手法を取らざるを得ない状況である。 このような状況をふまえ、各学会からの推薦をもとにしたところ、今回の文化財保護審議会の組織にあたっては、前述のとおり再任委員を起用せざるを得なかったが、次回の委員選任にあたっては恒例の委員や3期以上の再任委員について可能な限り新規委員を起用して基準を満たすことができるよう、改善努力をしております。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会
-------	----------	---------	-----------------------

現在員	29 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	令和2年5月29日に大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（以下、「規則」）を改正し、当委員会に4採択地区ごとに「地区部会」を設置し、教科書選定に係る調査・研究を「地区部会」ごとに行う仕組みに変更したからです。
女性数・女性比率	8 人 ・ 28%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行い、前年度の小学校採択における7名から1名増えたものの、総数を16名から29名に増やした結果、基準を満たすことができませんでした。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	「学校協議会の委員」と規則にあり、この条項にあてはまる方に委員就任を依頼したからです。
本市職員	17 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」において「指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により」採択することとなっており、また、教科用図書選定委員会の設置・運営については、「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」として、令和2年4月15日付大阪府教育委員会教育長通知により、「委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること」との指導があったことから、委員に選任しました。
今後の見直し方針	次の改選時には、女性を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。

担当局・区	天王寺区役所	審議会等の名称	天王寺区教育会議
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 35%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者、並びに区政会議子育て・教育班の委員によって構成しており、性別を問わず委員としています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者、並びに区政会議子育て・教育班の委員によって構成しており、年齢を問わず委員としています。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	天王寺区教育会議は、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的としており、当会議委員は、会議の趣旨からも性別や年齢に関わらず校区及び学校の状況を良く把握している者が望ましいと考えます。 当会議委員については、当会議と区政会議双方の会議における教育に関する意見が相互に議論に反映されるよう、昨年度より、各校の学校協議会委員に加え、区政会議の子育てや教育について議論する分科会（子育て・教育班）の委員を含めた委員構成に変更しています。		

担当局・区	生野区役所	審議会等の名称	田島中学校区 学校適正配置検討会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		児童の保護者及び地域の住民については、学校の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、PTA役員や地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。PTA役員や地域役員を担っている方に男性が多いことや、会議は平日夜間に開催されることから、男性の比率が多くなる結果となりました。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		地域住民や学校協議会の構成員については、学校や地域の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。地域役員を担っている方は、70歳を超える方が多いことから、選任時点で71歳以上の委員を選任することとなりました。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後、委員の変更が生じた場合には、指針の基準に沿った見直しを検討し選任を行う。	

担当局・区	東淀川区	審議会等の名称	東淀川区教育会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	9 人 ・ 64%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員は区政会議委員から選任することとしており、当該委員は居住地域の地域活動協議会から地域の意見を述べる上で適任であるとして区政会議委員に推薦された者であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区政会議委員の選定要件等も踏まえ、適正な委員体制について検討します。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	難波宮跡整備計画検討委員会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員として依頼することが可能なレベルの有識者が極めて限られているなかで、適任といえる女性有識者については更に寡少であることから、基準を満たしていない。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
再任2回以上	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任した。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、女性委員や高齢かつ任期が長期にわたる委員の後継となる候補について、広く研究成果の把握を行うとともに、文化庁や大学などの関係諸機関への照会を行い、次期改選においては指針の基準を満たせるよう委員の選考に努めます。		

担当局・区	西成区役所	審議会等の名称	梅南津守小学校・松之宮小学校 学校適正配置検討会議
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	今回の統合については、梅南地域・松之宮地域・津守地域の3地域が含まれるため、加えて統合後の学校の教育内容や、地域連携等広く意見聴取を行う必要があることから、学校適正配置検討会議の前身である合同統合協議会において、地域住民や保護者が参画し、通常のケースよりも多く、29人となりました。学校適正配置検討会議化することにより指針の基準である20人に減らすことは上記の観点からも難しく、また意見聴取の途中でメンバーを峻別することとなり、地元の理解を得ることは困難であると考えます。		
女性数・女性比率	15 人 ・ 52%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域住民や学校協議会の委員については、学校や地域の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、地域役員を担っている方に委員を選任することとなりました。地域役員を担っている方は、70歳を超える方が多いことから、選任時点で71歳以上の委員を選任することとなりました。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、委員の変更が生じた場合には、指針の基準に沿った見直しを検討し選任を行います。		

担当局・区	福島区	審議会等の名称	福島区教育会議
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、男性のみとなりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は長く福島区の地域団体活動に従事され、見識・人柄も優れています。本会議においても地域団体の立場に加え、広い視野からのご意見がいただけるため、委員を依頼しています。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	基本的に地域活動で中心的な役割を果たしている方、保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長に委員を依頼していますが、地域等の意向も確認のうえ、無理のないかたちで改善を検討してまいります。		

担当局・区	平野区	審議会等の名称	平野区教育会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦のため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらおうよう団体に依頼します。		

担当局・区	淀川区役所	審議会等の名称	淀川区子ども教育会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者や地域住民から女性の委員を確保すべく選定作業を行ったが、結果的に適任者が不在だったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次の改選時には、適任となる女性を確保すべく、引き続き選定作業を行う予定です。		